

## 金融コングロマリット監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理</p> <p>グループ内の金融機関の健全性等の確保のためには、まずは各金融機関において、経営陣が自らの役割を十分に理解し、経営に対する規律付けを含め、有効かつ責任ある経営管理の態勢が構築され、適切に遂行されていることが重要である。（注）</p> <p>更に、金融コングロマリットにおける持株会社等の経営管理会社は、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たさなければならない。そのためには、経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会及び内部監査部門が果たす責務が重大である。</p> <p>また、内部管理に関する業務が、共通の役職員によって行われている場合には、そうした兼職態勢が健全かつ適切に機能している必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、グループの経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p> <p>（注）特に、グループ内の金融機関の経営に対し、当該金融機関やその経営管理会社の経営陣でない個人、又は当該金融機関の経営管理会社以外の会社等が実質的に関与していることにより、当該金融機関自身において有効かつ責任ある経営管理の態勢構築・遂行がなされていないと認められる場合には、監督当局として特段の留意が必要となる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢</p>	<p>Ⅱ 金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理</p> <p>グループ内の金融機関の健全性等の確保のためには、まずは各金融機関において、経営陣が自らの役割を十分に理解し、経営に対する規律付けを含め、有効かつ責任ある経営管理の態勢が構築され、適切に遂行されていることが重要である。（注）</p> <p>更に、金融コングロマリットにおける持株会社等の経営管理会社は、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たさなければならない。そのためには、経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会及び内部監査部門が果たす責務が重大である。</p> <p>また、内部管理に関する業務が、共通の役職員によって行われている場合には、そうした兼職態勢が健全かつ適切に機能している必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、グループの経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p> <p>（注）特に、グループ内の金融機関の経営に対し、当該金融機関やその経営管理会社の経営陣でない個人、又は当該金融機関の経営管理会社以外の会社等が実質的に関与していることにより、当該金融機関自身において有効かつ責任ある経営管理の態勢構築・遂行がなされていないと認められる場合には、監督当局として特段の留意が必要となる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢</p>

## 金融コングロマリット監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。</p> <p>一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合がある。<u>金融商品取引法第44条の3ただし書においては、弊害防止措置の適用除外の承認に係る規定が設けられており、一定の条件を満たし、内閣総理大臣の承認を受けた場合には、親子関係にある金融商品取引業者と銀行との間等において、内部管理に関する業務に係る顧客等の非公開情報の授受が認められている（注）。当該規定は、あくまでも各金融機関において内部管理に関する業務が厳格に行われていることを前提に、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる場合に限り、効率的かつ適切な内部管理の遂行を可能とし、以ってグループ内の内部管理に関する業務の一層の強化に資するとの観点から設けられているものである。</u></p> <p><u>グループ内の金融機関が、当該規定に基づく承認を受けること等により、内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合には、こうした本来の位置付けや、当該ただし書が規定されている趣旨を踏まえ、以下のような態勢整備が図られているか。</u></p> <p><u>（注）親子関係にある金融商品取引業者と銀行との間等における顧客等の非公開情報の授受は、金融商品取引法第44条の3ただし書に基づく承認を受けた場合に、内部管理に関する業務を行うという目的に限りその授受が認められるものであり、営業等の目的で当該情報の提供・</u></p>	<p>内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。</p> <p>一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合がある。<u>この場合には、以下のような態勢整備が図られているか。</u></p>

金融コングロマリット監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>受領を行うことは、（顧客等からの書面による事前同意がある場合等を除き、）原則として禁止されていることに留意する必要がある。</u></p> <p>① 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制が確保されていること。</p> <p>イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。</p> <p>ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。</p> <p>② 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則が整備されていること。</p> <p>③ 内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること。</p> <p>④ 内部管理に関する業務に従事する者が営業を行う部門から独立していること。</p> <p>⑤ <u>内部管理に関する業務を共通の役職員によって行わせているグループ内の金融機関それぞれにおいて、単体の内部管理業務部門を独立して統括する管理部門統括責任者が、</u></p> <p><u>イ. 職員の職務の遂行状況の把握・管理</u></p> <p><u>ロ. 内部管理に関する業務の的確な運営</u></p> <p><u>ハ. 営業部門に対する牽制の実効的な機能</u></p> <p><u>について、責任のある態勢が整備されており、かつその権能を適切に行使していること。</u></p>	<p>①～④ (略)</p> <p>⑤～⑦ (削除)</p>

金融コングロマリット監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑥ <u>金融商品取引法第44条の3ただし書の承認を受けようとする場合には、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-4-2-2-2(2)及び(3)に掲げられている事項が適切に確保されていること。</u></p> <p>⑦ <u>金融商品取引法第44条の3ただし書の承認を受けている場合には、上記①～⑥が、承認時の審査において適切に確保されていることのみならず、その後の金融機関又はグループの業務規模及び範囲の変更等に伴い、適時・適切に体制の見直しを図り、継続して適切なものとするように努めていること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ-3-8 <u>顧客の利益の保護のための体制整備</u></p> <p><u>利益相反の弊害は、同一グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社のいずれの間でも起こり得る問題である。また、情報管理態勢が整備されていることを前提に、同一グループ内での情報共有範囲が拡大されたことを踏まえ、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。</u></p> <p><u>したがって、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部管理を行う必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することによって、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、経営管理会社又はグループ内会社の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、レピュテーション・リスクの観点についても配慮する必要がある。</u></p>

金融コングロマリット監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>(1) <u>利益相反のおそれがある取引の特定等</u></p> <p>① <u>利益相反のおそれがある取引や潜在的に利益相反が発生する可能性のある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>利益相反を特定するプロセスは、経営管理会社又はグループ内会社の業務活動の内容、規模・特性を反映したものとなっているか。</u>  <u>また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。</u></p> <p>(2) <u>利益相反管理の方法</u></p> <p><u>利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる体制（社内規則を含む）が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。</u></p> <p>① <u>部門間の分離</u>  <u>情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある業務に従事する者と、当該業務以外の業務に従事する者の間において、システム上のアクセス制限や物理的な遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</u></p> <p>② <u>一方の取引の中止又は取引条件若しくは方法の変更</u>  <u>一方の取引の中止等を行うにあたり、経営管理会社又はグループ内会社の間で、権限及び責任体制を明確にしているか。</u></p> <p>③ <u>利益相反事実の顧客への開示</u>  <u>顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、原因等を明確かつ公正に開示した上で顧客の同意を得るなど、顧客の公正</u></p>

金融コングロマリット監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる顧客の属性に十分に適合したものとなっているか。</u></p> <p><u>(3) 利益相反管理方針の策定、及びその概要の公表</u></p> <p>① <u>利益相反管理方針には、利益相反の特定方法、類型、管理体制（役職員の責任・役割等を含む）や管理方法、管理対象の範囲等が明確化されているか。また、当該管理方針は、経営管理会社又はグループ内会社の営む業務活動の内容や規模及び複雑さが十分に反映されているか。</u></p> <p>② <u>利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反管理方針の趣旨が明確に現れているものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載等により通知をするなど、顧客等に対して十分に伝わる方法となっているか。</u></p> <p><u>(4) 利益相反管理態勢等</u></p> <p>① <u>利益相反を管理・統括する部署（以下「利益相反管理統括部署」という。）をグループ内に設置するなど、利益相反を一元的に管理できる態勢となっているか。</u></p> <p>② <u>利益相反管理統括部署は、独立性が確保され、職責が明確となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員に対する利益相反管理に関する意識の向上、定期的な検証を行う等の役割を果たしているか。</u></p> <p>③ <u>利益相反のおそれがある取引を特定するプロセス、管理・統括部署</u></p>

## 金融コングロマリット監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>の権限・責任の範囲の明確化、顧客管理の方法等を定めた社内規則を整備しているか。</u></p> <p>④ <u>研修・教育等により、利益相反管理方針の内容を役職員に周知徹底させる態勢を確保しているか。</u></p>